

設計業務等共通仕様書

令和4年8月

富山県土木部

設計業務等共通仕様書 目次

第1編 共通編
第1章 総則

第1101条	適用	1-1
第1102条	用語の定義	1-1
第1103条	受発注者の責務	1-3
第1104条	業務の着手	1-3
第1105条	設計図書の支給及び点検	1-3
第1106条	調査職員	1-3
第1107条	管理技術者	1-4
第1108条	照査技術者及び照査の実施	1-4
第1109条	担当技術者	1-5
第1110条	提出書類	1-6
第1111条	打合せ等	1-6
第1112条	業務計画書	1-7
第1113条	資料の貸与及び返却	1-7
第1114条	関係官公庁への手続き等	1-8
第1115条	地元関係者との交渉等	1-8
第1116条	土地への立入り等	1-8
第1117条	成果品の提出	1-9
第1118条	関連法令及び条例の遵守	1-9
第1119条	検査	1-9
第1120条	修補	1-10
第1121条	条件変更等	1-10
第1122条	契約変更	1-10
第1123条	履行期間の変更	1-10
第1124条	一時中止	1-11
第1125条	発注者の賠償責任	1-11
第1126条	受注者の賠償責任	1-11
第1127条	部分使用	1-11
第1128条	再委託	1-12
第1129条	成果品の使用等	1-12
第1130条	守秘義務	1-12
第1131条	個人情報取扱特記事項	1-13
第1132条	安全等の確保	1-15
第1133条	臨機の措置	1-16
第1134条	履行報告	1-16
第1135条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-16
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	1-16
第1137条	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	1-18
第1138条	保険加入の義務	1-18
第1201条	使用する技術基準等	1-19
第1202条	現地踏査	1-19
第1203条	設計業務等の種類	1-19
第1204条	調査業務の内容	1-19
第1205条	計画業務の内容	1-19
第1206条	設計業務の内容	1-19
第1207条	調査業務の条件	1-20
第1208条	計画業務の条件	1-20
第1209条	設計業務の条件	1-20
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	1-21
第1211条	設計業務の成果	1-22
第1212条	維持管理への配慮	1-23

第2章 設計業務等一般

第2編 河川編
第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類
第2節 環境影響評価

第2101条	河川環境調査の種類	2-1
第2102条	環境影響評価の区分	2-1
第2103条	計画段階配慮書(案)の作成	2-1
第2104条	方法書(案)の作成	2-2
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	2-3
第2106条	調査	2-3
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	2-4
第2108条	準備書(案)の作成	2-5
第2109条	評価書(案)の作成	2-5
第2110条	評価書の補正等	2-6
第2111条	河川水辺環境調査の区分	2-6
第2112条	魚介類調査	2-6
第2113条	底生動物調査	2-7
第2114条	植物調査	2-7
第2115条	鳥類調査	2-8
第2116条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	2-8
第2117条	陸上昆虫類等調査	2-8
第2118条	河川環境基図作成調査	2-9
第2119条	河川空間利用実態調査	2-9
第2120条	成果品	2-10
第2201条	河川調査・計画の種類	2-11
第2202条	洪水痕跡調査	2-11
第2203条	計画降雨検討の区分	2-12
第2204条	ティーセン法による検討	2-12

第2章 河川調査・計画

第4節 成果品
第1節 河川調査・計画の種類
第2節 洪水痕跡調査
第3節 計画降雨検討

ついて確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計(B)、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会 R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(11) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(B)成果一式
- (2) 道路予備修正設計(B)成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 関連構造物設計成果一式（橋梁、トンネル等）